

佐賀大学美術館における学生による展示室利用について

1. 趣旨

本学学生が本学で習得した学習成果の情報発信の場として佐賀大学美術館を使用する場合、佐賀大学美術館を展示室使用料（光熱水料を含む。）を負担することなく利用することができるものとする。

2. 対象事業

佐賀大学の学生が、大学教育で学んだ成果を発信するために学生自らが企画し、展示等*を行う事業（学部等が主催で実施している卒展・修了展は対象外）

* 自らが作成した作品の展示，企画した展覧会等の実施，研究成果のポスター発表等
<過去の当館で開催された展覧会で対象となる具体例>

「表現と空間と言葉（H30.6開催）」、「総合展（H25～H30開催）」

3. 資格・条件

(1) 本学学生が構成員となる5人以上の団体（他大学生と共同で実施する場合、本学学生が過半数以上であること）

※個人（個展：構成員が4人以下）及びサークル（課外活動）は対象外

(2) 当該学生（代表者）が所属する学部長又は研究科長の推薦が得られるもの

(3) 使用期間は搬入・搬出を含め10日間程度。但し、使用期間は、申請時点で当館において他の展示等（展示準備、搬出期間も含む。）が予定されていない期間

(4) 使用を希望する場合は、申請する団体の代表者が使用条件等について、事前に当館職員の説明を受け、その内容を了解すること

(5) 事業期間中は、自らの展示等の受付・監視等の人員を配置すること

(6) 展示室内への生花、動植物等を持ち込む事業は認められない。

(7) 館内での飲食、火気の使用、物品等の販売を行う事業は対象外

(8) 詳細は「佐賀大学美術館展示室等 使用案内（2019/8/1）」による。

4. 使用料金等

展示室使用料（光熱水料を含む。）は徴しない。展示に必要な経費は申請団体の負担となる。

5. 申請手続き

(1) 「使用申請書」により美術館窓口を持参すること（※電話、FAX、E-mailでの申込は受け付けない。）

(2) 「使用申請書」の「使用責任者 所属」欄には、申請する学生（代表者）が所属する学部長又は研究科長の記名・押印が必須

(3) 受付は随時、美術館運営委員会（不定期）による審査を経て決定されることから、申請する事業開催までの期間に十分な余裕を持って申し込むこと

6. 事前準備・資料等の提出

当館職員による説明は、事前連絡の上、火～金、11時～16時の間に来館し、展示の代表者が受けること

（令和2年3月13日）